

特定疾患対策懇談会議事次第

日 時 : 平成16年7月7日
15:00～17:00
場 所 : 厚生労働省共用第8会議室

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 対象疾患の選定基準等について
- (2) 特定疾患治療研究事業の事業評価について
- (3) 特定疾患治療研究事業における臨床調査個人票の使用申請に関する取扱いについて
- (4) 特定疾患治療研究事業認定基準の一部改正について
- (5) その他

3. 閉会

<配付資料>

- 資料 1 特定疾患対策における対象疾患についてのこれまでの検討状況等
- 資料2-1 特定疾患治療研究事業平成15年10月更新状況(暫定版)
- 資料2-2 特定疾患対策における事業評価等(イメージ図)
- 資料 3 特定疾患治療研究事業における臨床調査個人票の研究目的利用に関する取扱要領(案)
- 資料 4 特定疾患治療研究事業認定基準一部改正案(新旧対照表)

- 参考資料 1 「厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会」今後の難病対策の在り方について(中間報告)概要
- 参考資料 2 「特定疾患治療研究事業」対象疾患選定の流れ
- 参考資料 3 特定疾患対策懇談会特定疾患治療研究事業に関する対象疾患検討部会報告

特定疾患対策懇談会運営方針

平成11年11月10日

平成13年 1月 6日一部改正

(目 的)

1. 特定疾患対策懇談会（以下「懇談会」という。）は、健康局長の委嘱を受けて、特定疾患治療研究の対象疾患の選定その他の特定疾患対策の専門的な事項について討議、懇談することを目的とする。

(懇談会委員)

2. 懇談会の委員は、30人以内とする。
3. 委員は、学識経験者などから、健康局長が委嘱する。
4. 委員は、原則として65才以下とする。

(任 期)

5. 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会 長)

6. 会長は、会務を総括する。
7. 会長に事故がある時は、委員のうちから会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(議 事)

8. 会議における議事は、次によりこれを議事録に記載するものとする。
 - (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 出席者名
 - (3) 議題となった項目
 - (4) 議事の概要

(会 議)

9. 会議は、公平かつ中立的な討議、懇談を確保するため非公開とし、議事要旨は公開とする。

(庶 務)

10. 懇談会に関する庶務については、厚生労働省健康局疾病対策課で処理する。